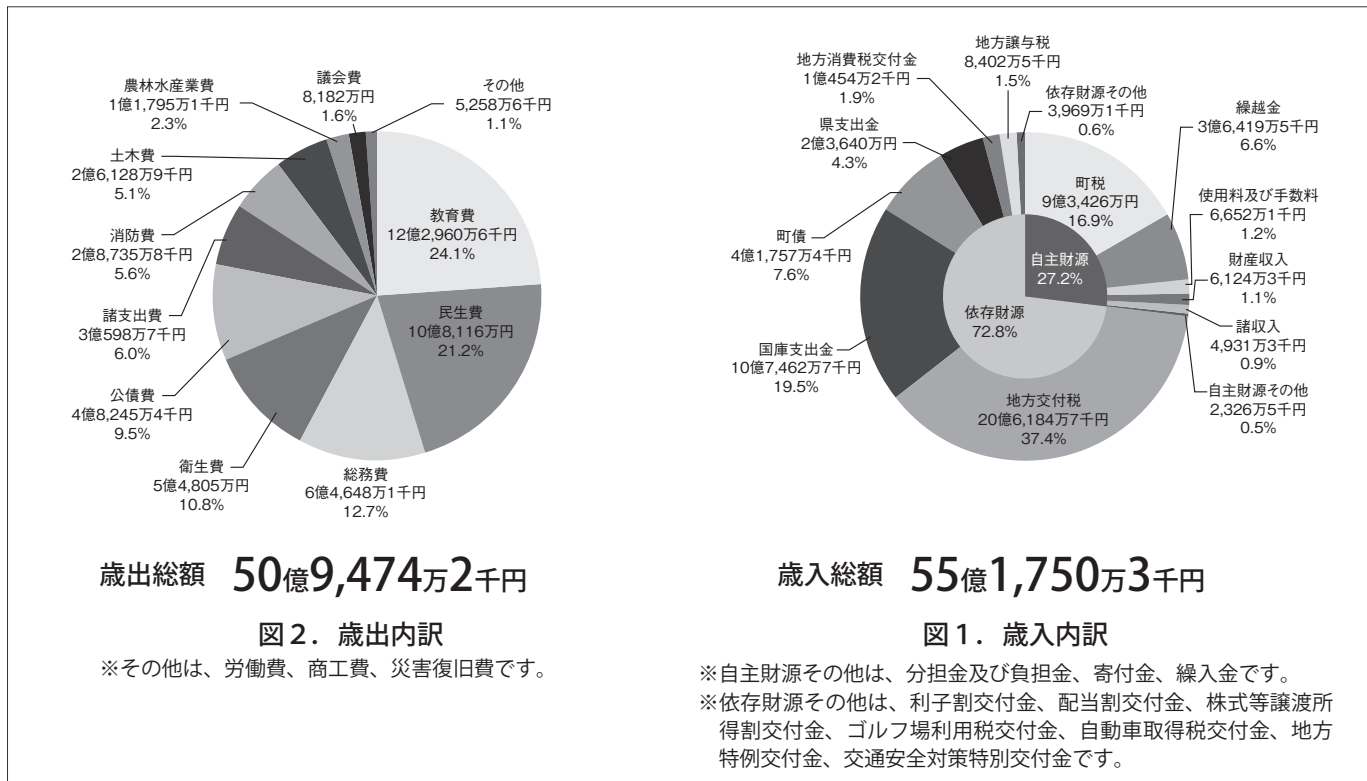


『地方自治法第243条の3』ならびに『小野町財政状況の作成及び公表に関する条例』の規定に基づき、9月定例議会において認定された平成22年度の決算状況と平成23年度上半期の予算執行状況についてお知らせします。



平成22年度 一般会計決算

一般会計の決算額は、歳入総額55億1,750万3,093円、歳出総額50億9,474万2,015円で、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越す財源2億6,956万1,350円を差し引いた実質収支額は、1億5,319万9,728円となりました。

歳入の内容

歳入総額は、平成21年度決算額（52億2,772万9,497円）と比較し2億8,977万3,596円、5.5%の増となりました。

地方交付税をはじめとした依存財源が72.8%を占め、町税などの自主財源は27.2%となりました。（図1参照）

歳出の内容

歳出総額は、平成21年度決算額（48億6,353万4,343円）と比較し2億3,120万7,672円、4.8%の増となりました。

構成比が最も高いのは教育費

で、歳出総額の24.1%、次いで民生費が21.2%、総務費12.7%、衛生費10.8%、公債費9.5%の順となっています。（図2参照）

教育費は小中学校の振興・管理経費、社会教育および社会体育に関する経費が主なもので、小学校耐震化事業、中学校建設事業の増加により、前年度より18.0%の増となりました。

民生費は社会福祉、児童福祉、老人福祉のための各種経費が主なもので、国民健康保険繰出金、児童措置事業（子ども手当）などの増加により、前年度より18.0%の増となりました。

総務費は総務管理、徴税、戸籍、選挙、統計調査のための経費が主なもので、定額給付金給付費の減により、前年度より5.3%の減となりました。

衛生費は上水道、感染症予防、火葬場、公立病院、ごみ・し尿処理のための経費が主なもので、病院事業出資金、上水道事業補助金の減少により前年度より3.7%の減となりました。

公債費は町が前年度までに借り入れた町債の償還に充てられた経費です。償還が完了した事業があったことにより、前年度より7.2%の減となりました。

歳出の内容(つづき)

土木費は町道の維持管理、舗装新設改良などのほか、住宅管理、河川、都市下水路の管理、都市計画に関する経費が主なもので、道路維持、新設改良工事費の減少により、前年度より42・0%の減となりました。

消防費は常備消防、非常備消防、消防施設・機械器具維持管理のための経費が主なもので、防災行政無線施設整備事業などの増加により、前年度より10・8%の増となりました。

諸支出金は財政調整基金、減債基金、公共施設等建設準備基金などの各種基金への積み立てが主なもので、財政調整基金積立金などの増加により、前年度より82・9%の増となりました。

農林水産業費は農林業の振興のための各種経費が主なもので、農業施設整備費などの減少により前年度より4・1%の減となりました。

災害復旧費は平成21年8月の台風9号豪雨により被災を受けた公共土木施設の復旧経費が主なもので、対象工事費の減少により前年度より48・1%の減となりました。

このほか議会費、労働費、商工費において「きらめく人と自然 あったか小野町」実現のための各種事業を実施しました。

健全化判断比率および資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率(①実質赤字比率※1、②連結実質赤字比率※2、③実

質公債費比率※3、④将来負担比率※4)の4指標と公営企業における資金不足比率※5を公表します。

健全化判断比率には早期健全化基準および財政再生基準、資金不足比率には経営健全化基準があり、その基準以上となること、改善に向けた財政計画を策定し、経営の健全化に取り組みることとなります。

平成22年度決算に基づく小野町の健全化判断比率および資金不足比率は下表のとおりすべての指標で早期健全化基準を下回りました。

しかしながら町税の減少など町の財政が厳しい状況にあることは変わりなく、これからも行財政改革を徹底して財政健全化の取り組みを進めます。

【用語の解説】

※1 実質赤字比率

歳出に対する歳入の不足額(いわゆる赤字額)を一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模で除したものの、15%以上で財政健全化団体となり、また20%以上で財政再生団体となる。

※2 連結実質赤字比率

町のすべての会計の赤字額と黒字額を合算し、歳出に対する歳入の不足額を標準財政規模で除したものの、20%以上で財政健全化団体となり、また40%以上で財政再生団体となる。

※3 実質公債費比率

義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費の額を標準財政規模を基本とした額で除したものの3カ年の平均値。18%以上となると地方債の発行に際し許可が必要となる。さらに25%以上となると、地域活性化事業などの単独事業に係る地方債が制限され、35%以上となると、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなる。

※4 将来負担比率

一般会計などにおいて、地方債残高など将来負担すべき額を標準財政規模を基本とした額で除したものの、350%以上で財政健全化団体となる。

※5 資金不足比率

公営企業会計の資金不足額を公営事業の事業規模で除したものの、20%以上で経営健全化団体となる。



【健全化判断比率】 (単位：%)

項目	小野町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	—	20.0	40.0
③実質公債費比率	13.5	25.0	35.0
④将来負担比率	2.9	350.0	—

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字のため「—」で表示しています。

【資金不足比率】 (単位：%)

特別合計の名称	小野町	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0

※水道事業会計で資金不足額がないため「—」で表示しています。

平成23年度 上半期補正予算の状況

平成23年度当初予算の状況については『広報おのまち5月号』でお知らせしましたが、その後の補正の状況と上半期(4月1日から9月30日まで)における収支の状況についてお知らせします。

一般会計の予算は当初40億2,500万円で編成し、その後東日本大震災に係る災害復旧経費、前年度決算に伴う繰越金、普通交付税本算定に伴う補正分など11億2,746万6千円を増額し、9月末現在の予算額は51億5,249万6千円となっています。(一般会計：表1、特別会計：次ページ表2、補正予算の主な内容：次ページ表3参照)

表1. 一般会計

【歳入】

(単位：千円)

区分	当初予算額	補正予算額 (9月まで)	予算額計	継続費および 繰越事業費 繰越財源充当額	累計	9月末現在 収入済額	収入率 (%)
町 税	922,939	0	922,939		922,939	587,891	63.7
地方譲与税	78,000	0	78,000		78,000	21,382	27.4
利子割交付金	2,600	0	2,600		2,600	992	38.2
配当割交付金	370	0	370		370	325	87.8
株式等譲渡所得割交付金	30	0	30		30	0	0.0
地方消費税交付金	98,000	0	98,000		98,000	56,323	57.5
ゴルフ場利用税交付金	2,500	0	2,500		2,500	183	7.3
自動車取得税交付金	12,000	0	12,000		12,000	2,487	20.7
地方特例交付金	10,600	376	10,976		10,976	10,976	100.0
地方交付税	1,780,000	184,311	1,964,311		1,964,311	1,789,409	91.1
交通安全対策特別交付金	1,400	0	1,400		1,400	735	52.5
分担金及び負担金	23,975	388	24,363		24,363	11,284	46.3
使用料及び手数料	66,298	1	66,299		66,299	30,079	45.4
国庫支出金	266,937	316,474	583,411	376,410	959,821	163,607	17.0
県支出金	233,683	103,426	337,109		337,109	53,688	15.9
財産収入	12,652	100	12,752		12,752	6,601	51.8
寄付金	302	6,006	6,308		6,308	3,698	58.6
繰入金	180,503	204,062	384,565		384,565	370,000	96.2
繰越金	60,000	93,199	153,199	269,561	422,760	422,761	100.0
諸収入	23,511	15,662	39,173		39,173	16,540	42.2
町債	248,700	203,491	452,191	250,500	702,691	0	0.0
歳入合計	4,025,000	1,127,496	5,152,496	896,471	6,048,967	3,548,961	58.7

【歳出】

(単位：千円)

区分	当初予算額	補正予算額 (9月まで)	予算額計	継続費および 繰越事業費 繰越額	予備費支出 および 流用増減	累計	9月末現在 支出済額	支出率 (%)
議会費	108,224	870	109,094			109,094	60,251	55.2
総務費	536,220	▲10,238	525,982	924		526,906	213,945	40.6
民生費	1,155,702	28,719	1,184,421	2,100		1,186,521	348,652	29.4
衛生費	540,689	61,060	601,749	12,678		614,427	200,656	32.7
労働費	785	120	905	3,100		4,005	3,380	84.4
農林水産業費	111,329	15,511	126,840	8,725		135,565	49,344	36.4
商工費	30,068	▲573	29,495	0		29,495	19,470	66.0
土木費	182,173	▲675	181,498	60,570		242,068	81,476	33.7
消防費	261,510	63,248	324,758	0		324,758	178,711	55.0
教育費	572,783	13,115	585,898	808,374	599	1,394,871	521,161	37.4
災害復旧費	674	646,709	647,383	0		647,383	76,279	11.8
公債費	479,755	0	479,755	0		479,755	235,545	49.1
諸支出費	1,504	311,416	312,920	0		312,920	0	0.0
予備費	43,584	▲1,786	41,798	0	▲599	41,199	0	0.0
歳出合計	4,025,000	1,127,496	5,152,496	896,471	0	6,048,967	1,988,870	32.9

表2. 特別会計

【歳入】

(単位：千円)

会計名	当初予算額	補正予算額 (9月まで)	累計	9月末現在 収入済額	収入率(%)
国民健康保険特別会計	1,310,251	▲39,854	1,270,397	579,545	45.6
後期高齢者医療特別会計	103,440	▲4,538	98,902	28,111	28.4
介護保険特別会計	952,352	40,204	992,556	419,882	42.3
介護保険サービス事業特別会計	3,492	0	3,492	1,476	42.3
浄化槽整備推進事業特別会計	175,966	▲318	175,648	23,672	13.5
文化・体育振興基金特別会計	3,082	0	3,082	3,212	104.2
水道事業会計(収益の収入)	149,367	838	150,205	52,966	35.3
水道事業会計(資本の収入)	4,645	1,429	6,074	368	6.1

【歳出】

(単位：千円)

会計名	当初予算額	補正予算額 (9月まで)	累計	9月末現在 支出済額	支出率(%)
国民健康保険特別会計	1,310,251	▲39,854	1,270,397	481,928	37.9
後期高齢者医療特別会計	103,440	▲4,538	98,902	25,772	26.1
介護保険特別会計	952,352	40,204	992,556	359,181	36.2
介護保険サービス事業特別会計	3,492	0	3,492	119	3.4
浄化槽整備推進事業特別会計	175,966	▲318	175,648	6,406	3.6
文化・体育振興基金特別会計	3,082	0	3,082	2,740	88.9
水道事業会計(収益の支出)	147,916	1,916	149,832	27,618	18.4
水道事業会計(資本の支出)	93,583	3,293	96,876	39,950	41.2

【国民健康保険特別会計】

ア. 出資による権利

(単位：千円)

福島県国民健康保険団体連合会出資金(9月末現在)	3,577
--------------------------	-------

イ. 基金

(単位：千円)

国民健康保険給付費支払準備基金(9月末現在)	143,254
高額医療費貸付基金(9月末現在)	3,000

【介護保険特別会計】

(単位：千円)

介護保険給付費準備基金(9月末現在)	0
介護保険臨時特例基金(9月末現在)	2,551

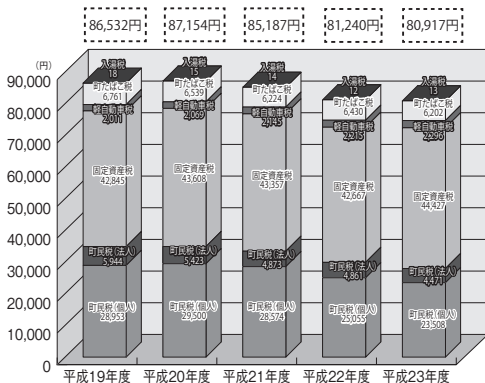
【文化・体育振興基金特別会計】

(単位：千円)

文化体育振興基金	98,579
----------	--------



バッジ式個人積算線量計



*平成19~22年度は決算額を基に算出し、平成23年度は予算額を基に算出した。

図3. 町民1人当たりの町税負担額の推移

表3. 上半期補正予算の主な内容

一般会計(5,000千円以上の増額補正を行った主なもの)

(単位：千円)

事業名称	補正額
じんかい 塵芥処理事業	16,312
東日本大震災災害見舞金支給事業	57,384
国民健康保険保険基盤安定操出金	6,205
線量低減化活動支援事業	25,253
防災行政無線施設整備事業	5,895
衛生施設災害復旧事業	6,737
線量計緊急整備事業	22,510
農業集会所等管理事業	7,459
農業用施設等災害復旧事業	29,938
林道施設災害復旧事業	5,940
林地崩壊防止事業	13,500
森林整備地域活動支援事業	5,132
公営住宅管理事業	11,400
公共土木施設災害復旧事業	204,559
公園施設災害復旧事業	228,000
リカちゃん通り線整備事業	5,600
小学校管理運営事業	14,175
中学校管理運営事業	6,467
社会教育施設災害復旧事業	30,535
学校施設災害復旧事業	127,500
小野中学校建設事業	5,817
財政調整基金積立金	309,999

3 参照)

このうち、直接負担している町税は、最も重要な収入財源で、平成23年度の町税の予算額は、9億2,293万9千円で、これを町民1人当たりの負担額にすると8万917円になります。(図

町民負担の状況
町民福祉の向上を図り、住みよい生活環境をつくるため、町が行っている行政経費の財源は、町民の皆さんに直接・間接的に負担していただいています。

表4. 財産の9月末日現在の状況

【財産(一般会計)】

ア. 土地および建物

(単位: m²)

区 分	土地	建 物		計
		木 造	非木造	
(行政財産)				
本 庁 舎	4,308	1,718	377	2,095
警察(消防)施設	3,771			0
行政機関その他の施設				0
学 校	128,200	264	28,908	29,172
公 営 住 宅	19,358	5,394	12,104	17,498
公 園	158,579			0
その他の公共施設	84,267	7,700	9,828	17,528
小 計	398,483	15,076	51,217	66,293
(普通財産)				
そ の 他 の 施 設	6,733	1,862	353	2,215
宅 地	74,947			0
畑	1,036			0
山 林	2,748,003			0
原 野	2,290			0
雑 種 地	40,034			0
小 計	2,873,043	1,862	353	2,215
合 計	3,271,526	16,938	51,570	68,508

財産の状況
町は行政執行のために必要な土地・建物・物品・債券などの財産を所有していますが、その取得・管理および処分については、条例や規則に基づき、適切な執行に努めています。(表4参照)



小野新町駅前駐車場

イ. 有価証券

(単位: 千円)

株券	5,700
----	-------

ウ. 出資による権利

(単位: 千円)

福島県土地改良事業団連合会土地改良基金	1,700
福島県信用保証協会出資金	3,095
福島県農業信用基金協会出資金	800
福島県私学振興基金協会出資金	180
福島県中小企業福祉事業団出資金	100
福島県林業協会出資金	33
(社)福島県畜産振興協会出資金(肉用子牛価格安定事業)	100
(財)福島県総合社会福祉基金出資金	1,658
郡山地方土地開発公社出資金	400
(財)福島県都市公園・緑化協会出資金	64
(社)福島県予防接種事業振興基金出資金	74
(財)福島県青少年会館基本財産出資金	25
(社)福島県畜産振興協会出資金(肉豚価格補償事業)	100
小野町上水道事業出資金	330,587
(財)ふるさと情報センター出資金	500
(社)福島県林業公社出資金	100
ふくしま中央森林組合出資金	3,000
(財)福島県きこ振興センター出資金	600
(財)福島県下水道公社出資金	40
地方公共団体金融機構出資金	900

エ. 基金

(単位: 千円)

財政調整基金	698,661
無担保無保証人融資基金	1,000
商工振興資金保証貸付基金	0
小規模企業振興基金	10,000
畜産特別導入事業基金	1,317
優良基礎乳用雌牛導入事業基金	4,832
水道事業資金貸付基金	2,250
公共施設等建設準備基金	1,051,586
減債基金	150,443
小野町一般廃棄物最終処分場公害防止及び損害賠償等基金	380,000
優良基礎肉用雌牛導入事業基金	1,264
地域福祉基金	195,500
ふるさと水と土保全基金	5,000
西牧門文庫基金	2,000
土地開発基金	25,118

【町債および一時借入金の状況】

ア. 町債

(単位: 千円)

23年度増減見込額		23年度末現在高(見込額)
起債見込額	償還見込額	
452,191	393,171	4,780,962

イ. 一時借入金の現在高

(単位: 千円)

9月末現在高	0
--------	---

歳入の内容
財産運用収入9万7千円、文化・体育振興基金繰入金283万円、一般会計繰入金23万6千円、寄付金23万6千円が主な内容です。

歳出の内容
基金運用費として284万8千円を文化・体育振興事業に充当したほか、基金造成費として47万円を文化・体育振興基金に積み立てました。

平成22年度 文化・体育振興基金 特別会計決算

平成22年度決算額は、歳入総額3,398,867円、歳出総額3,318,400円で、歳入歳出差引額(実質収支)80,467円の全額を基金に決算積み立てしました。

平成22年度 国民健康保険 特別会計決算

国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額12億9,512万4,841円、歳出総額12億4,801万5,455円で、歳入歳出差引額4,710万9,386円は翌年度へ繰り越しとなりました。

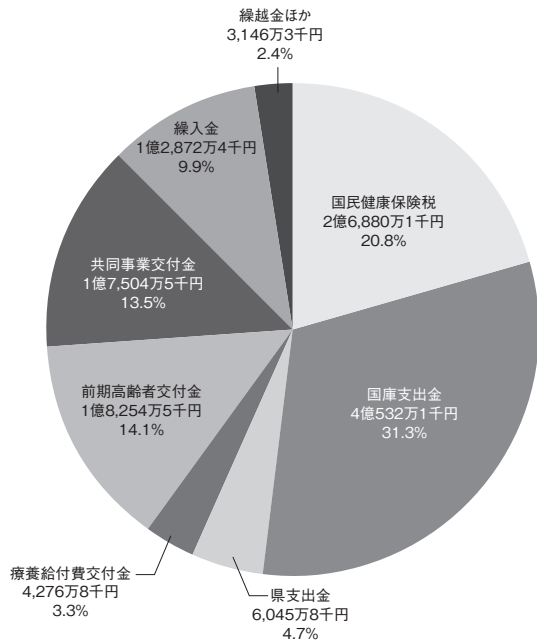


図1. 歳入内訳

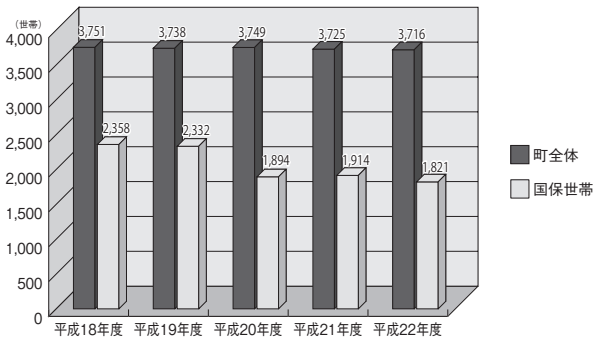


図4. 世帯の推移

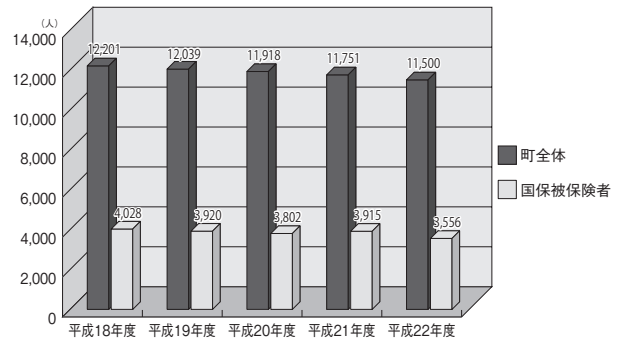


図3. 人口の推移

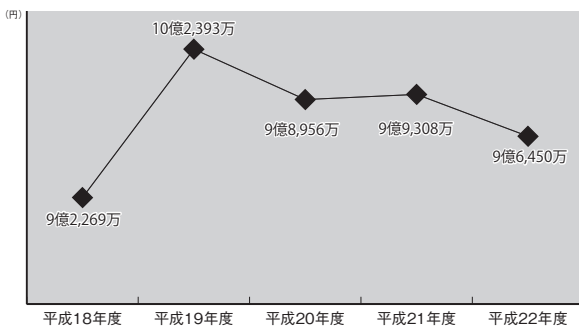


図6. 医療費の推移

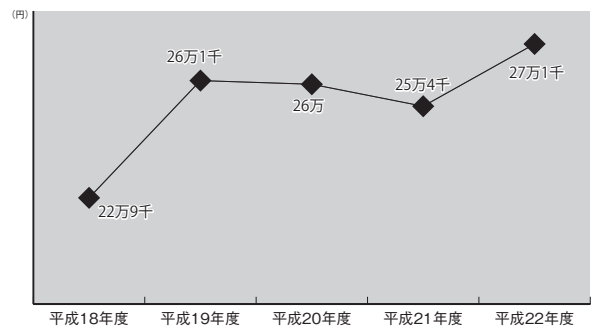


図5. 1人当たりの医療費の推移

歳入の内容

歳入総額は、平成21年度決算額(13億2,388万4,742円)と比較し2,875万9,901円、2.2%の減となりました。主な内容は、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金などです。国民健康保険税の徴収率は68.6%で、前年度と比較し2.0%低下しました。

歳出の内容

歳出総額は、平成21年度決算額(12億9,355万4,819円)と比較し4,553万9,364円、3.5%の減となりました。主な内容は、保険給付費、後期高齢者支援金、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金などで、医療の給付費が大半を占めており、そのほかは特定健診費用や事務費などになっています。

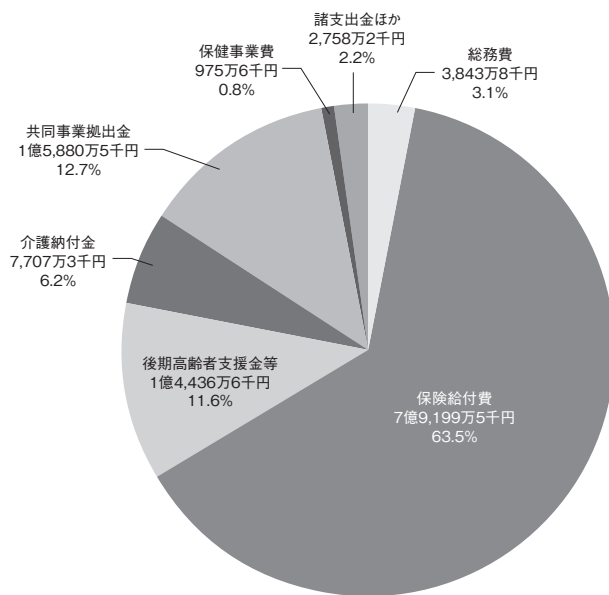


図2. 歳出内訳

表2. 高額医療費貸付基金

(単位: 円)

平成21年度末残高	3,000,000
平成22年度中増減	0
平成22年度末残高	3,000,000

表1. 国民健康保険給付費支払準備基金

(単位: 円)

平成21年度末残高	156,780,885
平成22年度中増減	△13,527,000
平成22年度末残高	143,253,885

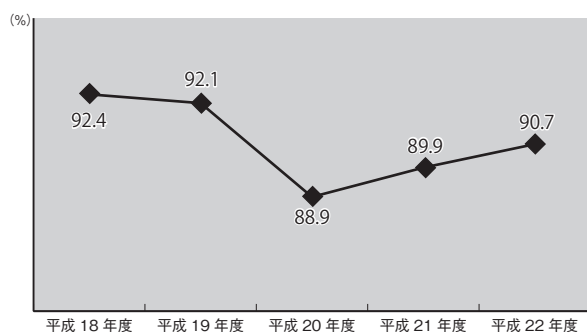


図7. 国民健康保険税収納率

表3. 国民健康保険税収納状況

	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)
平成18年度	352,268,400	325,496,500	92.4
平成19年度	341,392,900	314,265,700	92.1
平成20年度	289,685,100	257,442,578	88.9
平成21年度	291,117,800	261,597,918	89.9
平成22年度	283,105,900	256,830,438	90.7

(一般被保険者・退職被保険者の現年課税分)

総医療費

平成22年度の小野町国民健康保険の総医療費は、9億6,449万9千円でした。

〔内訳〕

▽一般被保険者分

9億1,394万6千円

▽退職被保険者分

5,055万3千円

1人当たりの医療費の状況

■一般被保険者

▽診療件数 11・2件

▽診療日数 17・4日

▽医療費 25万6千円

■退職被保険者

▽診療件数 17・6件

▽診療日数 15・2日

▽医療費 39万2千円

基金の状況

①国民健康保険給付費支払準備基金(表1参照)

②高額医療費貸付基金(表2参照)

国民健康保険税収納状況

(表3、図7参照)

国民健康保険税は国民健康保険事業を支える大切な財源です。納入期日を守り、完納しましょう。

平成22年度 老人保健 特別会計決算

老人保健特別会計の決算額は、歳入総額 2万6,274円、歳出総額 1万4,836円で、歳入歳出差引額 1万1,438円となりました。

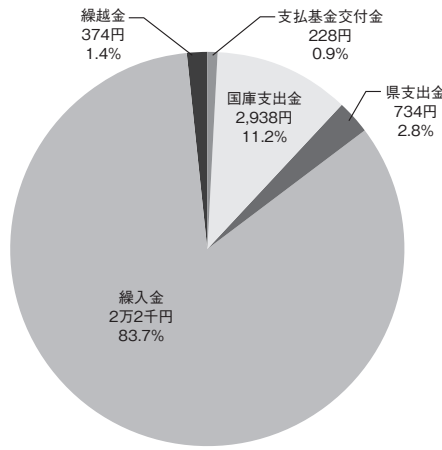


図1. 歳入内訳

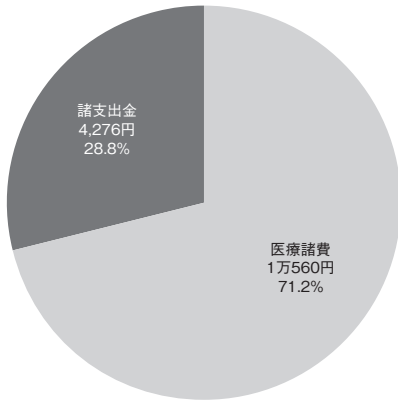


図2. 歳出内訳

歳入の内容

歳入総額は、平成21年度決算額(153万9,512円)と比較し151万3,238円、98・3%の減となりました。

これは、平成20年4月から後期高齢者医療制度が発足し、平成20年3月で終了となった老人保健制度の精算業務が中心となったものです。

なお本特別会計は平成22年度で終了となりました。

主な内容は一般会計繰入金で、全体の83・7%を占めています。(図1参照)

歳出の内容

歳出総額は、平成21年度決算額(153万9,138円)と比較し152万4,302円99・0%の減となりました。

内容は、医療諸費1万560円(医療給付費)、諸支出金4,276円となり、過年度分の診療報酬の請求漏れなどがあった場合に支払ったものです。(図2参照)

平成22年度 後期高齢者医療 特別会計決算

後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額9,918万1,064円、歳出総額9,809万3,482円で、歳入歳出差引額108万7,582円は翌年度へ繰り越しとなりました。

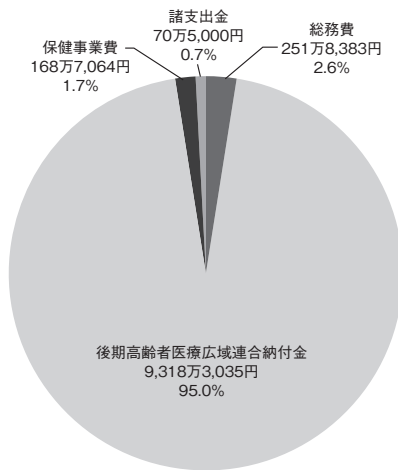


図2. 歳出内訳

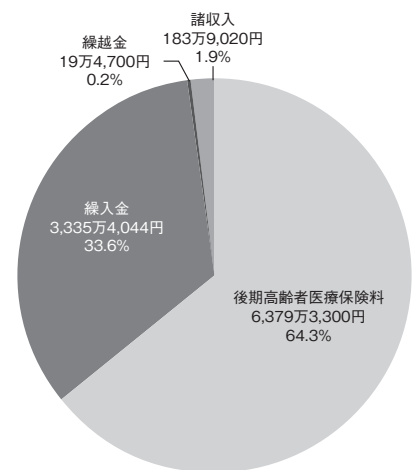


図1. 歳入内訳

歳入の内容

歳入総額は、平成21年度決算額(9,837万4,422円)と比較し80万6,642円、0・8%の増となりました。

主な内容は、後期高齢者医療保険料が6,379万円、一般会計繰入金を中心とする繰入金3,335万円、受託事業収入を中心とする諸収入が183万円となっています。このうち、後期高齢者医療保険料が全体の64・3%を占めています。(図1参照)

歳出の内容

歳出総額は、平成21年度決算額(9,817万9,722円)と比較し8万6,420円、0・1%の減となりました。

主な内容は、徴収費を中心とする総務費が251万円、後期高齢者医療広域連合納付金が9,318万円、保健事業費が168万円となっています。このうち、後期高齢者医療広域連合納付金が全体の95%を占めており、内訳は、保険料負担金が6,297万円、保険基盤安定負担金が3,021万円となっています。(図2参照)

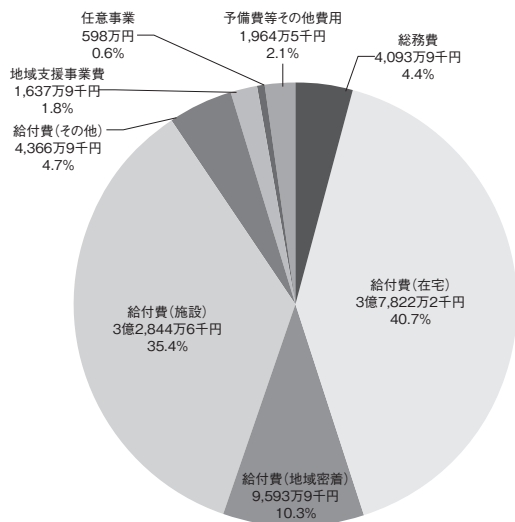


図2. 歳出内訳

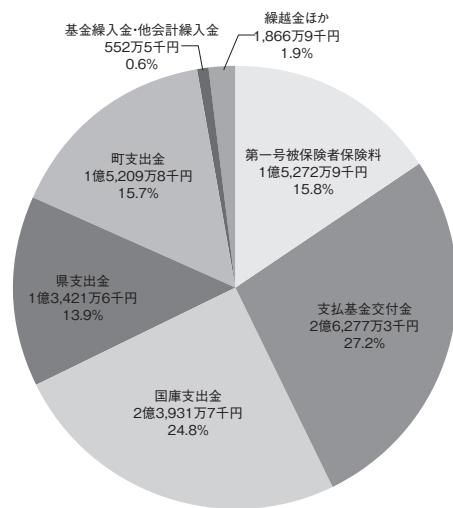


図1. 歳入内訳

表1. 要介護認定者数(各年3月31日現在)

(単位:人)

	要支援	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成13年	41			62	36	30	30	40	239
平成14年	43			90	35	35	32	46	281
平成15年	44			115	54	54	33	42	342
平成16年	47			129	64	65	51	42	398
平成17年	47			147	76	74	53	46	443
平成18年	43			175	79	86	49	55	487
平成19年		15	49	114	112	97	77	55	519
平成20年		29	49	115	110	101	70	67	541
平成21年		35	75	128	110	95	71	66	580
平成22年		40	72	117	104	92	85	82	592
平成23年		42	70	119	95	93	89	78	586

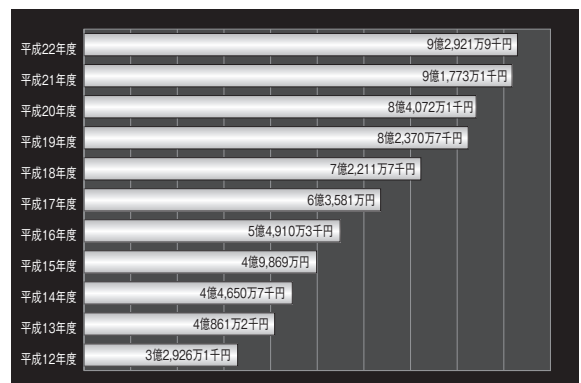


図3. 決算額の動向

平成22年度 介護保険 特別会計決算

介護保険特別会計の決算額は、歳入総額9億6,532万7,484円、歳出総額9億2,921万9,765円となりました。

歳入の内容

歳入総額は、平成21年度の決算額(9億3,539万1,458円)に比べ2,993万6,026円、3.2%増となりました。(図1参照)

主な内訳は、第一号被保険者(65歳以上の方)の保険料と社会保険支払基金を通じて交付される第二号被保険者(40歳から64歳までの方)の保険料、国庫支出金、町支出金などです。

保険給付費に対して、第一号被保険者が20%、第二号被保険者が30%、国25%、県および町がそれぞれ12.5%負担することになっており、歳入総額の増加は、保険給付費(支出額)の増加によるものです。

歳出の内容

歳出は総額の9割が保険給付費で、残りが事務や要介護認定に要する経費となっています。歳出総額は、平成21年度決算額(9億1,773万1,431円)と比較し、1,148万8,334円、1.3%の増となっており、そのほとんどが保険給付費の増加によるものです。(図2参照)

決算額の動向

平成12年度からスタートした介護保険制度も10年を経過し、制度の普及・高齢者の増加などの理由により、サービス提供にかかる費用が年々増加しています。(図3参照)

要介護認定者数

介護保険制度は、サービスを利用する際に認定を受けている要介護度によって、利用できる内容が限定されるため、その範囲内でサービスを組み合わせさせて利用することになります。

要介護認定を受けている方の人数は表1のとおりです。平成23年3月末現在で586人が認定を受けています。要支援1、2および要介護4、5の認定を受けている方の増加が顕著となっています。

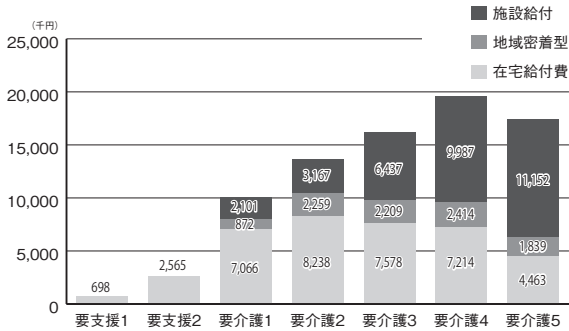


図4-2. 要介護区分ごとの給付費

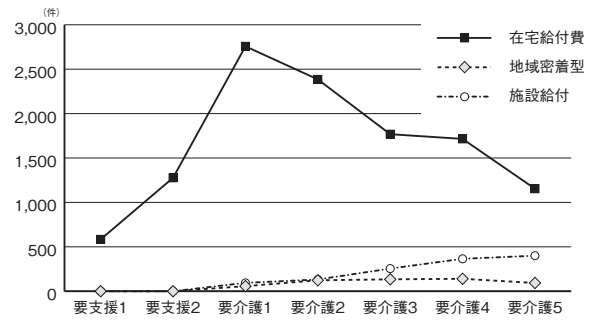


図4-1. 要介護区分ごとの利用件数

表2. 介護保険料の納付状況(第1号被保険者)

	調定額 (収入予定額)	実質収納額	不能欠損額	滞納額	収納率 (%)
特別徴収(受給年金から天引き)	143,988,420	143,988,420	0	0	100.0
普通徴収(納付書・口座振替)	9,988,455	8,417,515	0	1,570,940	84.3
普通徴収(滞納繰越分)	1,888,411	322,740	456,626	1,109,045	17.1
計	155,865,286	152,728,675	456,626	2,679,985	98.0

表3. 介護保険サービス事業特別会計決算

【歳入】

款	項	目	予算額	決算額	予算額と決算額との比較
1. サービス収入	1. 介護給付費収入	1. 介護予防サービス計画収入	3,908,000	3,849,000	▲59,000
2. 諸収入	1. 雑入	1. 雑入	1,000	0	▲1,000
歳入合計			3,909,000	3,849,000	▲60,000

【歳出】

款	項	目	予算額	決算額	予算額と決算額との比較
1. 事業費	1. 介護予防サービス計画費	1. 介護予防サービス計画費	420,000	407,925	12,075
2. 諸支出金	1. 繰出金	1. 他会計繰出金	3,489,000	3,441,075	47,925
歳入合計			3,909,000	3,849,000	60,000

保険給付の状況

在宅サービスとは自宅において受けるサービスで、訪問介護や通所介護(デイサービス)、福祉用具貸与などで、地域密着型サービスとはグループホームなどを利用するものです。施設サービスは特別養護老人ホームや介護老人保健施設などを利用するものです。

利用件数は、在宅が1万1,640件、地域密着型が547件、施設が1,246件で、在宅が、地域密着型と施設の合計の約6.5倍となっています。(図4-1参照)

保険給付費では在宅が3億7,822万2千円、地域密着型が9,593万9千円、施設が3億2,844万6千円となっており、1件当たりのサービス単価が大きい施設サービス費が、給付費全体に占める割合でも大きくなっています。(図2、図4-2参照)

在宅サービスは、要介護度の低い方(比較的元気な方)の利用が多く、施設サービスは、要介護度の高い方(寝たきりなど)の利用が多くなっています。

介護保険料の納付状況

平成22年度の介護保険料収納

率は98.0%で、昨年度より0.6%下がりました。(表2参照)

保険料を納めない、保険給付費の一部が削減され、サービスが思うように受けられない場合もあります。

また歳入に不足が生じるようになることから、次期計画の保険料算定に影響し、保険料値上げの原因ともなります。制度の趣旨をご理解いただき納期内納入にご協力をお願いします。

平成22年度 介護保険 サービス事業 特別会計決算

地域包括支援センターが、要支援1または2の方の介護予防ケアプランを作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように支援を行っています。

平成22年度のケアマネジメント業務実績は900件(平成23年3月末の利用者が67人)となっており、歳入歳出決算状況は表3のとおりです。(表3参照)

表1. 平成22年度水道事業決算報告書

【収益的収支】		
(収入)		
区分	予算額	決算額
第1款 水道事業収益	155,689,000	152,699,057
第1項 営業収益	128,665,000	128,831,863
第2項 営業外収益	27,024,000	23,867,194
(支出)		
区分	予算額	決算額
第1款 水道事業費用	151,141,000	141,646,994
第1項 営業費用	130,104,000	120,969,991
第2項 営業外費用	21,037,000	20,411,143
第3項 特別損失	0	265,860

【資本的収支】		
(収入)		
区分	予算額	決算額
第1款 資本的収入	20,307,000	5,422,100
第1項 工事負担金	1,974,000	1,974,000
第2項 国庫補助金	8,333,000	3,448,100
第4項 他会計補助金	10,000,000	0
(支出)		
区分	予算額	決算額
第1款 資本的支出	106,868,000	86,539,516
第1項 建設改良費	37,935,000	17,607,310
第2項 企業償還金	68,933,000	68,932,206

表2. 平成22年度水道事業損益計算書
(平成22年4月1日から平成23年3月31日)

(税抜単位：円)		
1. 営業収益		
(1) 給水収益	121,876,161	
(2) その他営業収益	861,896	122,738,057
2. 営業費用		
(1) 原水および浄水費	16,234,549	
(2) 配水および給水費	7,630,458	
(3) 総係費	17,899,769	
(4) 減価償却費	77,521,687	
(5) 資産減耗費	415,629	119,702,092
営業利益		3,035,965
3. 営業外収益		
(1) 受取利息および配当金	48,649	
(2) 他会計補助金	23,387,297	
(3) 雑収益	431,038	23,866,984
4. 営業外費用		
(1) 支払利息および企業債取返諸費	16,329,543	16,329,543
経常利益		10,573,406
5. 特別損失		
(1) 過年度損益修正損	265,860	265,860
当年度純利益		10,307,546
前年度繰越欠損金		14,874,869
当年度未処理欠損金		4,567,323

表3. 平成22年度水道事業貸借対照表
(平成23年3月31日)

(税抜単位：円)		
資産の部		
1. 固定資産		
(1) 有形固定資産	1,704,299,881	
(2) 無形固定資産	96,927,561	
固定資産合計		1,801,227,442
2. 流動資産		
(1) 現金預金	85,276,559	
(2) 未収金	34,460,914	
(3) 貯蔵品	278,049	
(4) 前払金	6,300,000	
流動資産合計		126,315,522
資産合計		1,927,542,964
負債の部		
3. 流動負債		
(1) 未払金	12,032,477	
(2) 前受金	11,907	
流動負債合計		12,044,384
負債合計		12,044,384
資本の部		
4. 資本金		
(1) 自己資本金	538,287,807	
(2) 借入資本金	820,265,649	
資本金合計		1,358,553,456
5. 剰余金		
(1) 資本剰余金	561,512,447	
(2) 欠損金	4,567,323	
剰余金合計		556,945,124
資本合計		1,915,498,580
負債および資本合計		1,927,542,964

平成22年度の決算報告書、損益計算書および貸借対照表は、それぞれ表1、表2、表3のとおりです。

平成22年度 水道事業会計決算

平成22年度水道事業の概要は、給水人口5,039人、給水戸数1,929戸、年間総配水量67万1,520m³、年間有収水量(漏水分などを除いた料金収入を得られる水量)50万2,495m³でした。また新規加入戸数は5戸となりました。

収益的収支のうち、収入の決算額は1億5,269万9,057円で、そのうち主な収益の内訳は、水道使用料1億2,796万9,967円、一般会計からの補助金2,338万7,297万円などとなっています。(表1参照)

次に収益的支出の決算額は1億4,164万6,994円となっており、主な支出の内訳は、減価償却費7,752万1,687円、企業債利息1,632万9,543円、人件費1,336万2,297円などとなっています。

資本的収入の決算額は542万2,100円で、収入の内訳は、工事負担金

197万4千円、国庫補助金344万8,100円となっています。

次に、資本的支出の決算額は8,653万9,516円で、主な支出は、八反田浄水場配水池鉄骨階段塗装工事181万6,500円、石綿セメント管更新事業に要した費用として1,043万7千円、企業債の償還金6,893万2,206円となっています。

なお資本的収入額が資本的支出額に不足する額811万7,416円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額51万8,767円および過年度分損益勘定留保資金7,817万6,936円、

当年度分損益勘定留保資金242万1,713円で補てんしました。

今年度の損益の状況については、収益1億2,273万8,057円に対し、費用が1億1,970万2,092円で、1,030万7,546円の当年度純利益を計上し、前年度繰越欠損金と合わせ、456万7,323円を当年度未処理欠損金として翌年度に繰り越しました。(表2参照)

東日本大震災の影響により年度内完了が困難となった事業について、『地方公営企業法第26条第1項』の規定による建設改良費の繰り越しとして、石綿セメント管更新事業費1,

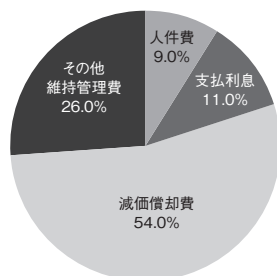


図1. 水道水1m³当たりの費用構成給水原価「271円24銭」

609万2,300円、『同法第26条第2項ただし書き』の規定による事故繰越として営業費用326万2,500円を繰り越しました。

決算における1立方メートル当たりの供給単価(給水収益を有収水量で割ったもの)は242円54銭、給水原価(年間の費用を有収水量で割ったもの)は271円24銭となっています。また給水原価の費用構成は図1のとおりです。

平成22年度 小野町人事行政の運営等 の状況

1. 職員の任免に関する状況

(1) 平成22年度新規採用の状況

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

一般行政職	事務職	4人
	技術職	採用なし
技能労務職		採用なし

(2) 平成22年度退職者の状況

(平成23年3月31日まで)

区分	定年退職	勲奨退職	その他		合計
			普通退職	死亡退職	
一般行政職	1人	2人	—	—	3人
技能労務職	—	—	—	—	—
合計	1人	2人	—	—	3人

2. 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況

(平成23年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間	週休日
38時間 45分	午前 8時30分	午後 5時15分	制度なし	正午から 午後1時まで	土曜日 日曜日

※ふるさと文化の館は土・日開館、一部の保育園では延長保育の実施のため、この表とは異なる勤務形態をとっています。

(2) 年次休暇の状況

(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)

総付与日数 A	総使用日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B÷C	取得率 B÷A
日	日	人	日	%
2,411	347	63	5.5	14

※対象職員は、平成22年1月1日から平成22年12月31日までの全期間を在職した一般職員(町長部局)で、当該期間の中途に採用された者および退職した者、ならびに当該期間中に育児休業、休職、派遣勤務した者を除いています。

3. 職員の分限および懲戒処分の状況

処分の種類	処分者数	内容
分限処分	0人	公務効率の維持を目的とした処分で、職務成績が良くない場合、心身の故障のため職務に必要な適格性を欠く場合などに職員に対して行われる処分。
懲戒処分	免職	0人
	停職	0人
	減給	0人
	戒告	2人

(3) 休暇などの種類

(平成23年4月1日現在)

区分	内容	備考
年次有給休暇	1暦年ごとに20日とし、最大20日を超えない範囲内の使用残日数を繰り越すことができる。	採用からの経過年数により繰越日数が異なる
病気休暇	負傷または疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間	有給
特別休暇 (主なるもの)	【出産する場合】 出産予定前8週間以内および出産後8週間以内の期間	有給
	【配偶者が出産する場合】 2日以内の期間	有給
	【生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳などを行う場合】 1日2回それぞれ30分以内	有給
	【小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子を看護する必要があるとき】 1年に5日以内	有給
	【忌引のため勤務しないことが相当である場合】 配偶者…10日以内 1親等の直系尊属…7日以内 1親等の直系卑属…5日以内 2親等の直系尊属…3日以内 2親等の傍系者…3日以内 など	有給
	【夏季における家庭生活の充実などの場合】 3日以内	有給
	【ボランティア活動を行う場合】 5日以内	有給
	【父母の祭日の場合】 その都度1日以内	有給
	【骨髄移植に係る登録、提供を行う場合】 必要な時間	有給
	【公民権を行使する場合】 必要と認められる期間	有給
介護休暇	【近親者で負傷または疾病、老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合】 6月以内	無給

4. 職員の服務の状況

『地方公務員法第30条』では、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力でこれに専念しなければならないこととされています。この服務の基本原則を忠実に実行するため、職員には次のようなさまざまな義務や制限が課せられています。

区 分	内 容	違反者数
命令に従う義務 (地公法32条)	職員は、法令に従い、かつ、上司の命令に従わなければならない。	1人
信用失墜行為の禁止 (地公法33条)	職員は、職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	1人
秘密を守る義務 (地公法34条)	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0人
職務に専念する義務 (地公法35条)	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務のみに専念しなければならない。	0人
政治的行為の制限 (地公法36条)	職員は、政治活動等に関与してはならない。	0人
争議行為の禁止 (地公法37条)	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0人
営利企業等への従事制限 (地公法38条)	職員は、許可を得なければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0人

5. 公平委員会の状況

(1) 公平委員会への事務の委託

『地方公務員法第7条第3項』の規定により、町には公平委員会を置くこととされています。ただし『同条第4項』の規定では、他の地方公共団体の人事委員に委託してその事務を処理させることができるとされており、町では公平委員会の事務を県の人事委員会に委託しています。また毎年7月末日までに前年度の業務の状況の報告を県人事委員会から受けることとしています。

(2) 公平委員会の権限

公平委員会の権限は、『地方公務員法第8条第2項』に定められています。その主な内容は次のとおりです。

- ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- イ 職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する決裁又は決定をすること。
- ウ 職員の苦情を処理すること。

(3) 県人事委員会から報告を受けた公平委員会の業務の状況

- ア 勤務条件に関する措置の要求の状況…該当なし
- イ 不利益処分に関する不服申し立ての状況
……………該当なし
- ウ 人事行政相談の状況……………該当なし
- エ その他
 - ・職員団体の登録状況
……………登録団体名：小野町職員労働組合
 - ・変更登録年月日と変更内容……………該当なし
 - ・管理職員などの範囲の指定状況……該当なし

6. 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

職員の資質の向上、勤務能率の向上のため、毎年各種研修を受講させています。

- ・ふくしま自治研修センター研修……15講座24人
- ・東北六県市町村中堅職員研修……………2カ月間1人

(2) 勤務成績の評定の概要

職員の資質向上、指導監督の有効な指針、公平な人事行政執行のため勤務評定実施規程に基づき、年に1回、11月に職員の勤務評定を実施しています。

7. 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生状況

町では、職員の福利厚生のため、主に次のことを実施しています。

- ・健康診断 ・生活習慣病予防検診
- また職員の会費で事業行っている職員互助会では、主に次のことを実施しています。
 - ・小野町夏まつり参加
 - ・クラブ活動(3団体)への助成

(2) 公務災害補償制度

職員が公務に起因して災害を受けたり、通勤途上で災害に遭った場合、受けた災害に対する補償を迅速かつ公正に行い、併せて職員の社会復帰の促進、職員およびその家族の援護、公務上の災害防止に関する活動に対する援助などの福祉事業を行うことにより、職員およびその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として、地方公務員災害補償基金が設置されています。

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金 福島県支部	0件	—

小野町の給与・定員管理などについて

1. 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)(平成22年度)

住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B÷A	(参考)平成21年度の 人件費率
11,500人	5,097,970千円	127,823千円	964,728千円	18.9%	20.2%

※人件費には、議会議員やそのほかの非常勤特別職の報酬、町長などの特別職給与、職員給与および退職手当組合負担金などが含まれます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)(平成23年度)

職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B÷A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
116人	448,791千円	55,480千円	164,702千円	668,973千円	5,767千円

※職員手当には退職手当を含みません。

※給与費は当初予算に計上された額です。

※職員数には、公営企業等会計部門および派遣職員は含まれません。

(3) 特記事項 なし

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

※類似団体とは、福島県内の国見町、桑折町、鏡石町です。

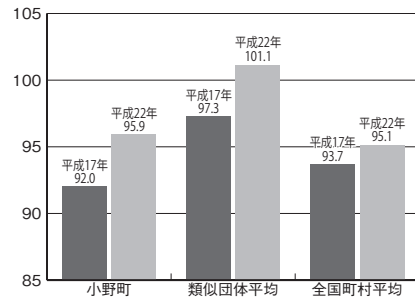


図1. ラスパイレス指数

2. 一般行政職給料表の状況

(平成22年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	137,900円	188,900円	226,700円	266,400円	294,300円	326,200円
最高号給の給料月額	247,900円	314,900円	362,800円	397,400円	412,500円	440,300円

※給料月額は、給与抑制措置を行う前のものです。

3. 職員の平均給与月額、初任給などの状況

(1) 職員の平均年齢、平均給与月額および平均給与月額の状況

【一般行政職】

(平成22年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
小野町	42.2歳	317,500円	354,600円	373,900円
福島県	43.8歳	344,900円	417,201円	376,207円
国	41.9歳	325,579円	—	395,666円
類似団体	43.1歳	319,960円	361,213円	344,564円

(2) 職員の初任給の状況

(平成22年4月1日現在)

区 分		小野町	県	国
一般行政職	大学卒	175,100円	181,800円	172,200円
	高校卒	142,500円	146,900円	140,100円
技能労務職	高校卒	136,200円	155,250円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成22年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	242,000円	—	356,100円
	高校卒	198,800円	—	316,000円
技能労務職	短大卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—

【技能労務職】

(平成22年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
小野町	54.2歳	293,400円	302,500円	321,800円
うち調理士	54.0歳	294,600円	301,333円	320,633円
うち用務員	54.3歳	292,700円	293,300円	312,600円
福島県	51.5歳	364,400円	407,294円	387,032円
国	49.3歳	284,514円	—	322,291円
類似団体	49.9歳	272,138円	286,971円	280,757円

※「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また平均給与月額(国ベース)は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

4. 一般行政職の級別職員数などの状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成22年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	参事	3人	4.2%
5級	課長	7人	9.7%
4級	副課長・主幹	19人	26.4%
3級	副主幹・主任主査	29人	40.3%
2級	主査	3人	4.2%
1級	主事	11人	15.2%

※小野町の『給与条例』に基づく給料表の級区分による職員数です。
 なお給与実態調査において報告した一般行政職(税務職を除く)の職員数です。
 ※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

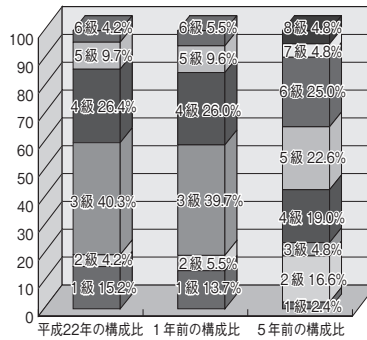


図2. 級別職員の構成比

※平成18年4月1日から給料表を8級制から6級制に変更しています。

(2) 昇給期間短縮の状況

区分	全職種
職員数 A	116人
普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B	0人
比率 B÷A	0.0%

5. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

		小野町	国
1人当たり平均支給額(平成21年度)		1,434千円	—
平成21年度支給割合	期末手当	2.65(1.45)月分	2.75(1.4)月分
	勤勉手当	1.4(0.7)月分	1.4(0.7)月分
加算措置の状況		職制上の段階、職務の級などによる加算措置 5%~15%	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 5%~25%

※()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(3) 特殊勤務手当 平成14年4月1日から全廃

(2) 退職手当

(平成22年4月1日現在)

	小野町		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分
勤続30年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	0千円	23,995千円		

※退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(4) 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	17,847千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	202千円
支給実績(平成21年度決算)	19,728千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	153千円

(5) その他の手当

(平成22年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当(月額)	【配偶者】 13,000円 【扶養親族】 扶養しない配偶者を有する場合 6,500円 【配偶者なし】 1人目のみ 11,000円	同		13,433千円	231,600円
住居手当(月額)	住居の区分 【借家、借間(世帯主)】 月額9,500円を超える家賃を支払っている者 家賃額 9,500円~27,000円	異	月額12,000円を超える家賃に対し、一定基準で支給	3,500千円	291,600円
通勤手当(月額)	交通手段の区分 【公共交通機関利用者(通勤距離2km以上)】 60,000円までは運賃相当額 【自家用車等利用者(通勤距離2km以上)】 通勤距離2km~80km...2,200円~40,600円 80km超...43,100円	異	【自家用車等利用者】 通勤距離60kmを超え、80kmまで支給区分を設定	4,380千円	60,000円

※寒冷地手当は、段階的に減額となり、経過措置終了の平成21年度をもって全廃となりました。

5. 特別職の報酬などの状況

(平成22年4月1日現在)

区分	給料月額など	
	給料月額など	(参考)類似団体における最高/最低額
給料	町長	553,000円 / 874,000円/325,000円
	副町長	568,000円 / 656,000円/325,000円
報酬	議長	307,000円 / 380,000円/243,000円
	副議長	245,000円 / 285,000円/191,700円
	議員	225,000円 / 261,000円/152,800円
期末手当	町長	(平成21年度支給割合)
	副町長	3.05月分
	議長	(平成21年度支給割合)
	副議長	3.05月分
	議員	

※平成21年5月1日から平成25年3月22日までは、条例月額から、町長の給料については30%を、副町長・教育長の給料については、10%を減額しています。

6. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数(人)		対前年増減数	主な増減理由
		平成21年	平成22年		
一般行政部門	議会	2	2	0	
	総務企画	22	23	1	企画の業務増
	税務	7	7	0	
	民生	26	26	0	
	衛生	5	4	△1	業務統合による減
	労働	0	0	0	
	農林水産	7	7	0	
	商工	2	2	0	
	土木	8	8	0	
	小計	79	79	0	
特別行政部門	教育	29	26	△3	学校統合による減
	小計	29	26	△3	
公営企業等	水道	2	2	0	
会計部門	その他	9	9	0	
	小計	11	11	0	
	合計	119	116	△3	

※職員数は一般職に属する職員数です。

(2) 年齢別職員構成の状況

(平成22年4月1日現在)

年齢	職員数(人)	年齢	職員数(人)
20歳未満	1	40歳～43歳	10
20歳～23歳	3	44歳～47歳	9
24歳～27歳	5	48歳～51歳	7
28歳～31歳	9	52歳～55歳	5
32歳～35歳	6	56歳～59歳	15
36歳～39歳	9	60歳以上	0
	計		79

※定員管理調査において報告した一般行政職の職員数です。

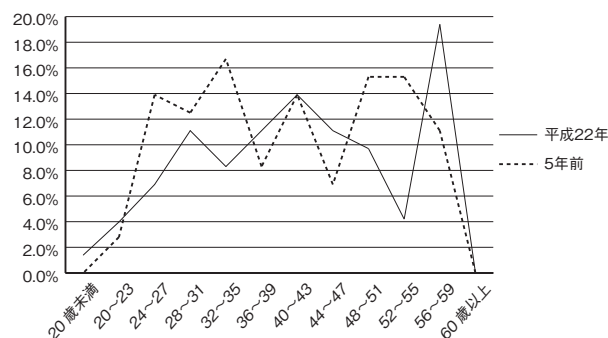


図3. 職員構成比

(3) 職員数の推移

部門別	年度	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	過去5年間の増減(率)
一般行政		95	94	89	82	79	79	△16(△20.3%)
教育		30	30	29	28	29	26	△4(△15.4%)
普通会計		125	124	118	110	108	105	△20(△19.0%)
公営企業等会計		11	13	11	11	11	11	0(0%)
総合計		136	137	129	121	119	116	△20(△17.2%)

※各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。